

有料職業紹介手数料について（成功報酬型）

■ 手数料の計算方法

【1】期間の定めのない雇用契約を締結する場合

紹介により採用された求職者に対し、無期雇用契約（正社員等）を締結した場合は、当該求職者に就職後 1 年間に支払われる予定の賃金総額（※）の 20% を成功報酬として手数料として申し受けます。

【2】期間の定めのある雇用契約を締結する場合

紹介により採用された求職者に対し、有期雇用契約（契約社員、アルバイト等）を締結した場合は、当該求職者に雇用契約期間中に支払われる予定の賃金総額（※）の 10% を成功報酬として手数料として申し受けます。

（※雇用期間が 1 年を超える場合は、上限を「1 年間分の賃金」とします。）

■ 手数料の負担者

手数料は、求人者（企業側）のご負担となります。

■ 賃金の定義（※）

賃金には以下が含まれます：

- 基本給
- 各種手当（役職手当、住宅手当、交通費など）
- 賞与（年 2 回など予定されているもの）

※「内定通知書」「労働条件通知書」などに明記された金額を基に算出いたします。

ご不明点やご相談がある場合は、お気軽にお問い合わせください。